



鳥取県公報

平成15年11月25日(火)
第7539号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------|---|
| 告 示 | 国土調査の成果の認証 (716) (耕地課) | 1 |
| 公 告 | 准看護師試験の実施 (医務薬事課) | 1 |
| 正 誤 | 平成15年6月30日付鳥取県規則第70号中訂正..... | 3 |
| | 平成15年8月26日付鳥取県告示第532号中訂正 | 3 |

告 示

鳥取県告示第716号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年11月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-----------------|--------------------------------|-------------------|-------------|
| 東伯町 | 平成9年度から平成13年度まで | 東伯町 (大字八橋及び大字笠見の各一部) の地籍図及び地籍簿 | 東伯町大字八橋及び大字笠見の各一部 | 平成15年11月25日 |

公 告

保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成15年11月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の種類

| 区分 | 試験の内容 | 試験科目 | 試験問題数 |
|--------------|---|---|-------|
| 新カリキュラムによる試験 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年 ^{文部省 厚生省} 令第1号。以下「省令」という。）の規定による教育の内容（以下「新カリキュラム」という。）に基づく試験 | 人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護 | 150問 |
| 旧カリキュラムによる試験 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成11年 ^{文部省 厚生省} 令第5号。）による改正前の省令の規定による教育の内容（以下「旧カリキュラム」という。）に基づく試験 | 解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護 | 120問 |

注1 新カリキュラムを修習した者にあつては新カリキュラムによる試験、旧カリキュラムを修習した者にあつては旧カリキュラムによる試験を受験するものとする。

- 2 休学、留年等の事情により、新カリキュラムと旧カリキュラムを修習した者の准看護師試験については、当該受験者の受けた教育の内容が旧カリキュラムと新カリキュラムとのいずれに近いものであるかを一つの目安として、知事が判断するものとする。

2 試験の日時

- (1) 新カリキュラムによる試験 平成16年2月19日（木）午後1時30分から午後4時まで
(2) 旧カリキュラムによる試験 平成16年2月19日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 省令第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年以上看護に関する学科を修めた者（平成16年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
(2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成16年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
(3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成16年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
(4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成16年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
(5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
(6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成16年1月5日（月）から同月9日（金）まで
なお、郵送による場合は、平成16年1月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成16年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）
- (2) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、新カリキュラムと旧カリキュラムのいずれを修習した者であるかを証する学校又は養成所の証明書
- (3) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
- (4) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返送するので、430円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合は、現金書留で6,900円を送付すること。

9 合格者の発表等

- (1) 平成16年3月12日（金）午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。
- (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の規定に基づき、開示する。

10 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話0857 - 26 - 7190）に照会すること。

正

誤

平成15年6月30日公布の鳥取県規則第70号（鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

| 頁 | 欄 | 行 | 誤 | 正 |
|----|---|------|---------------|------------------|
| 18 | 右 | 下から1 | 課長補佐及び係長の専決事項 | 課長補佐、主幹及び係長の専決事項 |
| " | 左 | 下から1 | 課長補佐及び係長の専決事項 | 課長補佐、主幹及び係長の専決事項 |
| 19 | 右 | 2 | 係長専決事項 | 主幹及び係長専決事項 |
| " | 左 | 2 | 係長専決事項 | 主幹及び係長専決事項 |

平成15年8月26日付鳥取県告示第532号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正

する。

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|---|-------|----------|----------|
| 2 | 下から 9 | 土砂の崩壊の防備 | 土砂の流出の防備 |